

Q&A

疑問相談

国際課税（法人税）

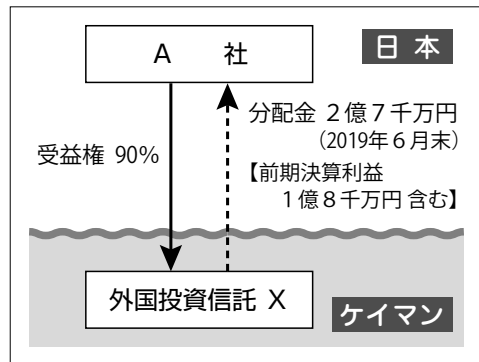
外国投資信託に係る CFC 税制及び外国子会社配当益金不算入制度

Q 内国法人A社（3月決算）は、2018年1月にケイマンで設定された外国投資信託X（12月決算）について、その受益権90%を同年1月から直接保有し続けており、また、外国投資信託Xは、2018年12月末の決算利益（所得金額）が2億円に達し、2019年6月末には、前期決算利益2億円に当期中間利益1億円を加えた3億円を投資者に対して分配したものの、下半期の運用業績の不振により、2019年12月末には決算損失を計上しています。なお、当該決算利益に税務調整項目はありません

外国投資信託Xは、投資信託法（投資信託及び投資法人に関する法律）第2条第24項に規定された外国投資信託（外国において外国の法令に基づいて設定された信託で投資信託に類するもの）であり、また、租税特別措置法上、同法第66条の6第12項に規定された外国信託（外国投資信託のうち法人課税信託に類するもの）に該当します。

加えて、外国投資信託Xについては、その信託財産が土地のみで構成されており、外国法人税は課されておらず、その信託された営業所は国内に存在しません。なお、外国投資信託Xは、CFC税制上の経済活動基準を満たしていないものとして扱います。

この場合、内国法人A社の2019年3月期及び2020年3月期につき、外国投資信託Xに係るCFC税制及び外国子会社配当益金不算入制度の適用可否、その処理方法及び留意点等についてご教示願います。



A 内国法人A社は、2019年3月期に、外国投資信託Xに係る課税対象金額1億8千万円を合算対象として益金の額に算入し、また、2020年3月期に外国投資信託から受けた分配金

2億7千万円について、外国子会社配当益金不算入制度の適用はできないものの、その分配金のうち特定課税対象金額（課税済金額）である1億8千万円までの額については、益金の額に算入されません。

【解 説】**1 投資信託法と信託税制****(1) 投資信託**

投資信託（ファンド）とは、運用の専門家が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度をいい、委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託で構成されています（投資信託法1、2③）。

(2) 外国投資信託

外国投資信託とは、外国において外国法令に基づいて設定された信託で、投資信託に類するものをいいます（投資信託法2④）。

(3) 受益者等課税信託（受益者発生時課税）

信託に係る運用収益の発生時に受益者に対して課税される信託です。ただし、集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等又は法人課税信託は、受益者等課税信託に該当しません（法法12①）。

(4) 集団投資信託（受益者受領時課税）

集団投資信託とは、信託に係る運用収益の受領時に受益者に対して課税される信託で、次に掲げる信託をいいます（法法2二十九、12①③）。

(a) 合同運用信託

(b) 投資信託法第2条第3項に規定する投資信託（次に掲げるものに限る）及び外国投資信託

① 投資信託法第2条第4項に規定する証券投資信託

② その受託者（委託者指図型投資信託の場合は委託者）による受益権の募集が公募により、かつ、主として国内において行われるもの

(c) 特定受益証券発行信託（受益証券発行信託のうち所定のもの）

(5) 法人課税信託（受託者段階法人課税）

法人課税信託とは、信託に係る運用収益の発生時に受託者に対して課税される信託で、次に掲げる信託（集団投資信託並びに退職年金等信託及び特定公益信託等を除く）をいいます（法法2二十九の二、4の6①）。

(a) 受益権を表示する証券を発行する旨の定めのある信託（特定受益証券発行信託を除く）

(b) 受益者が存しない信託

(c) 法人が委託者となる信託のうち所定のもの

(d) 投資信託法第2条第3項に規定する投資信託（投資信託法第2条第4項に規定する証券投資信託等を除く）

(e) 資産の流動化に関する法律第2条第13項に規定する特定目的信託

2 法人課税信託の通則規定

法人課税信託の通則規定とは、法人税法第4条の6及び同法第4条の7に規定された通則で、法人課税信託について、その信託された営業所が国内にない場合には、法人税法の適用上、その受託者、受益者及び受益権は、外国法人、株主及び株式とみなし、また、収益の分配は資本剰余金の減少に伴わない剰余金の配当（以下「剰余金の配当」と、元本の払戻しは資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当（以下「資本の払戻し」と、それぞれみなします（法法4の6、4の7））。

3 外国子会社配当益金不算入制度

内国法人が受ける分配金について、外国子会社配当益金不算入制度を適用できるか否かは、上記2の法人課税信託の通則規定に則して判断することとなります（法法23の2、法法4の6、4の7）。

4 CFC 税制（外国子会社合算税制）

(1) CFC 税制の適用

内国法人が外国信託（外国投資信託のうち法人課税信託に類するもの）の受益権を直接又は間接に有する場合には、当該外国信託の受託者の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用）について、CFC 税制に係る規定（措法66の6～66の9）を適用します（措法66の6⑫、68の3の3①）。

(2) 法人課税信託の通則規定の準用

外国投資信託が上記(1)の外国信託に該当する場合で、その信託された営業所が国内にないとき、CFC 税制に係る規定の適用上、上記2の法人課税信託の通則規定を準用し、その受託者、受益者及び受益権は、外国法人、株主及び株式とみなし、また、収益の分配及び元本の払戻しは、剰余金の配当及び資本の払戻しとみなします。（措法66の6⑬、法法4の6②、4の7）。

(3) CFC 税制上の外国税額控除

内国法人に係る外国関係会社の課税対象金額等に対応する外国法人税の額は、当該内国法人が納付する控除対象外国法人税の額とみなして、外国税額控除制度の規定を適用します（措法66の7①）。

5 剰余金の配当の取扱い

(1) 外国子会社に該当しない場合

内国法人が法人税法第23条の2（外国子会社配当益金不算入制度）第1項に規定する外国子会社に該当しない外国法人から受ける剰余金の配当額のうち、当該外国法人に係る特定課税対象金額（課税済金額）に達するまでの額は、当該内国法人の各事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入しません（措法66の8①）。

(2) 外国子会社に該当する場合

内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当額のうち、法人税法第23条の2第1項の規定の適用を受ける部分の金額がある場合、当該配当額のうち当該外国法人に係る特定課税対象金額に達するまでの額については、その95%相当額ではなく、その全額を控除することができます（措法66の8②）。

6 事例の検討

(1) 法人税法上の取扱い

(a) 外国投資信託 X

外国投資信託は、上記1(2)のとおり、外国において外国法令に基づいて設定された投資信託に類するものをいい、上記1(4)のとおり、集団投資信託に該当するところ、法人課税信託に含まれる投資信託は、上記1(5)のとおり、日本法令である投資信託法第2条第3項の規定に基づき設定されたものに限定されていることから、ケイマンで設定された外国投資信託 X は、法人課税信託に該当しません。

(b) 外国子会社配当益金不算入制度

外国子会社配当益金不算入制度の適

用については、上記3のとおり、法人課税信託の通則規定に則して判断することとなります。

この点、外国投資信託Xは、上記(a)のとおり、集団投資信託であり法人課税信託には該当しないことから、法人課税信託の通則規定は適用されません。したがって、内国法人A社が外国投資信託Xから受ける分配金については、外国子会社配当益金不算入制度の要件を満たさないこととなり、同制度の適用を受けることはできません。

(2) 租税特別措置法上の取扱い

(a) 外国投資信託X

外国投資信託Xは、租税特別措置法上、同法第66条の6第12項に規定する外国信託（外国投資信託のうち法人課税信託に類するもの）に該当します。

(b) CFC税制に係る規定の適用

内国法人が外国信託（その信託された営業所が国内にない場合）の受益権を直接又は間接に有するときには、上記4(1)及び(2)のとおり、当該外国信託の受託者の信託資産等について、CFC税制に係る規定が適用され、その規定の適用上、法人課税信託の通則規定を準用することとされているため、その受託者、受益者及び受益権は、外国法人、株主及び株式とみなし、また、収益の分配及び元本の払戻しは、剰余金の配当及び資本の払戻しとみなします。

この点、外国投資信託Xは、上記(a)のとおり、租税特別措置法上、外国信託（その信託された営業所が国内にない場合）に該当し、内国法人A社は、

外国投資信託Xの受益権を直接保有していることから、外国投資信託Xの信託資産等について、CFC税制に係る規定が適用されます。そして、当該規定の適用上、法人課税信託の通則規定を準用し、外国投資信託X（受託者）、内国法人A社及び受益権を、外国子会社、株主及び株式とみなした場合、ケイマンは無税国等であり、内国法人A社（株主）がケイマンで設定された外国投資信託X（外国法人）の受益権（株式）を90%保有していることから、CFC税制が適用されます。さらに、外国投資信託Xは、経済活動基準を満たしていないことから対象外国関係会社に該当し、内国法人A社は、その課税対象金額を合算することとなります。

(c) 課税対象金額

外国投資信託Xは、2018年12月末の時点で、適用対象金額（所得金額）2億円を有し、内国法人A社は、外国投資信託Xの受益権を90%保有していることから、内国法人A社の2019年3月期に合算すべき課税対象金額は、1億8千万円（2億円×90%）となります。

(d) 外国税額控除

外国関係会社の課税対象金額等に係る外国法人税の額には、外国税額控除制度の規定が適用されますが、外国投資信託X（外国関係会社）に外国法人税は課されていないことから、同制度の適用はありません。

(3) 外国投資信託Xの分配金

(a) 外国子会社益金不算入制度

外国投資信託Xは、2019年6月末に、投資者に対して3億円を分配している

ことから、内国法人A社は、その受益権90%に係る2億7千万円の分配金を受けていますが、当該分配金については、上記(1)(b)のとおり、外国子会社配当益金不算入制度の適用がないため、この点において、その分配金の全額が益金の額に算入されることとなります。

(b) CFC 税制に係る分配金の取扱い

内国法人は、上記5(1)のとおり、外国子会社益金不算入制度が適用されない外国法人から受ける剰余金の配当額について、当該外国法人に係る特定課税対象金額（課税済金額）に達するまでの額が益金の額に算入されないこととされています。

この点、外国投資信託Xは、上記(a)のとおり、その分配金について外国子会社益金不算入制度の適用がなく、同制度における外国子会社に該当しないところ、内国法人A社は、上記(2)(c)のとおり、2019年3月期に、外国投資信託Xに係る課税対象金額1億8千万円を合算し、2020年3月期に、その特定課税対象金額1億8千万円を含む2億

7千万円の分配金（剰余金の配当）を受けていることから、上記(a)にかかわらず、特定課税対象金額1億8千万円に達するまでの額については、益金の額に算入されません。

なお、上記5(2)の規定は、内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当について、外国子会社益金不算入制度の適用がある場合に適用されるどころ、内国法人A社が外国投資信託Xから受ける分配金については、外国子会社益金不算入制度の適用を受けていないため、当該規定の適用はありません。

(5) 結論

内国法人A社は、2019年3月期に、外国投資信託Xに係る課税対象金額1億8千万円を合算対象として益金の額に算入し、また、2020年3月期に外国投資信託から受けた分配金2億7千万円について、外国子会社配当益金不算入制度の適用はできないものの、その分配金のうち特定課税対象金額（課税済金額）である1億8千万円までの額については、益金の額に算入されません。

※本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。また、上記記載は掲載日現在有効な法令に基づくことに留意を要します。

《デロイト トーマツ税理士法人 タックス コントラバーシーチーム

ディレクター 野田 秀樹》

大蔵財務協会

10月下旬
刊行予定

令和2年版

法人税 決算と申告の実務

大蔵財務協会 編 B5判・1790頁

定価(本体価格5,200円+税)

刊行書籍の
ご案内

法人税申告書作成にあたり、注意事項や誤りやすい問題点について各種事例を取り入れて解説。令和2年度税制改正の他、新型コロナウイルス感染症対策関連など、令和3年3月決算に必要な最新の情報を盛り込んで改訂。